

帯広市パートナーシップ制度

性的指向や性自認に伴う周囲の無理解や差別・偏見のほか、家族（配偶者）には認められる制度やサービスが利用できないなど、様々な困難や生きづらさに直面している方々がいます。この制度の導入で、性のあり方に関わらず誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

帯広市パートナーシップ制度とは？

互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活を行っている、協力し合う関係であることを市へ申請し、パートナーシップに関するお二人の関係を市長が証明するものです。

本制度の導入により、当事者の方々の安心感につながることや、パートナーが「家族（配偶者）」として受けられるサービスが広がることを目指しています。

【受けられる市のサービス例】

- ・住民票上同一世帯である場合、税証明の申請に係る委任状が不要
- ・登録証等の提示があれば、パートナーも就学援助の手続きが可能



登録証・証明書

帯広市パートナーシップ制度は、当事者間で締結された契約書を確認した事実を証明する証明制度と、対象者要件を満たす方々を登録した事実を証明する登録制度があります。各制度に申請・登録されたお二人に市が「登録書・証明書」を発行し、お二人がパートナーであることを証明します。

また、申請者の一方又は双方と生計を一にする未成年の子がいる場合、希望に応じて、登録証等に子の氏名を記載できます。（記載できる範囲は、実子・養子・里子）

※登録証等に有効期限はありません。登録抹消時には、市が回収致します。また、登録抹消されたにも関わらず回収に応じない場合、市ホームページへ登録番号を公開しますのでご確認ください。

▼パートナーシップ登録カード（イメージ）

【表面】			登録番号 第 号
パートナーシップ登録カード			
氏 名 生年月日		氏 名 生年月日	
上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。			
年 月 日		帯広市長	

【裏面】			このカードを提示された皆様へ
このカードは、互いを人生のパートナーとすることを帯広市に登録した方々に交付しているものです。			
皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。			
<u>戸籍上の氏名</u>			
氏 名		氏 名	
<u>子の氏名</u>			
氏 名 生年月日		氏 名 生年月日	氏 名 生年月日

医療機関のみなさまにお願い

★登録証等を提示されたとき

- 何に困っているのか、どう対応してほしいかについて、患者さんの話を丁寧に聴いてください。その際、周囲の目が気にならない個室で対応するなど、ご配慮をお願いします。
- 病状の説明や面会、手術の同意をパートナーにも認めてほしいという要望が多く聞かれます。厚生労働省のガイドライン（※）を踏まえ、パートナーを家族と同様に扱う医療機関が全国的に増えてきています。自治体の制度であるため法的な効力はありませんが、ぜひ、ご理解・ご協力をお願いします。
- 当事者の方々は、本人の同意なく性的指向や性自認を暴露する「アウトティング」を常に心配しています。第三者に情報を伝えなければならない場合は、「伝えてよい人は誰なのか」「どの程度まで話してよいか」を必ずご確認ください。

※厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

このガイドラインには、本人に意思確認ができない場合、「家族等」への聞き取りや話し合いが必要と記載されています。この「家族等」は、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える方という趣旨とされており、親族のほか、親しい友人など、より広い範囲が含まれるとされています。



★当事者の方々へのご理解を

当事者の方々は、「外見と戸籍上の性別が異なるので、受診の際に説明しにくい」、「受付で本名を呼ばれると、周囲の人に戸籍上の性別がバレてしまう」といった不安を抱えています。中には、受診をためらい、インターネットで誤った情報を入手したり、自己判断で誤った薬を服用したりする事案もあるようです。

医療機関のみなさまには、様々な機会を通じ、当事者の方々のご困りごとについてご理解をいただき、安心して医療にアクセスできる環境づくりにご協力をお願いいたします。

<参考> 帯広市「多様な性に関する職員ガイドライン」

窓口や電話対応の留意点などを掲載していますので、ご参照ください。



問い合わせ先：帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 男女共同参画係

住所：帯広市西5条南7丁目1番地 電話：0155-65-4134

Eメール：danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp